提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名: あきる野市後期基本計画

募 集 期 間: 平成23年1月15日(土)~平成23年2月7日(月)

意見等提出件数: 62件(提出者8名)

あきる野市後期基本計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)にご意見をいただき、 ありがとうございました。

次のとおり、提出された意見の概要とそれに対する市の考え方をご紹介します。

項目	意見の概要	市の考え方		
第1章 都市整備分野				
第1節 快適でゆ	・木造の老朽化した市営住宅の建	○ 市営住宅については、「市営住宅ストック総合活用計画の推進」		
とりある都市づく	て替えについては、福祉サービス	として、「市営住宅の維持・活用・更新を図るため、市営住宅ストッ		
りの推進	の充実と耐火住宅化の観点から、	ク総合活用計画(市営住宅長寿命化計画)を推進します。」として		
	その必要性は十分に理解できま	います。		
	すが、現在の非常に厳しい財政状	市営住宅の建て替えについては、この計画に基づき、現在の		
	況を踏まえ、建設戸数について	入居世帯の状況や将来の高齢社会を見据えるとともに、空き家住		
	は、現在の入居世帯数の10%増	宅の応募状況等を考慮の上、建設戸数を定めています。		
	に留めてほしい。			
	・ 武蔵引田駅周辺地区の土地区画	○ 生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業		
	整理事業と秋川高校跡地への企	の振興を促進して地域経済力の強化を図ることが必要であること		
	業立地は、急いで実施するべきで	から、武蔵引田駅周辺地区の土地区画整理事業や秋川高校跡地		
	はない。	への企業立地については、重点施策として事業に取り組みます。		
第2節 緑豊かで	・「課題と基本方針」に記載されて	○ ご意見を踏まえ、「市の緑の総量は、約5, 100ha <u>(市域の約</u>		
良好な都市景観	いる「市の緑の総量は、約5,100	70%)に及んでおり、~」と変更します。		
の形成	ha に及んでおり、~」について			
	は、その割合を記載した方がイメ			
	ージしやすいため、「市の緑の総			
	量は、約5,100ha <u>(市の総面積の</u>			
	0% に及んでおり、 \sim 」とする。			
	・緑ゆたかな環境づくりには、生物	○ 緑の基本計画は、都市緑地保全法に基づき平成12年3月に策		
	多様性保全の考え方を基本としな	定していますが、内容は、都市の緑地の保全と緑化の推進に関		
	ければ、不適切な内容になってし	する取組等を定めており、生物多様性の保全については定めて		
	まう可能性があるため、「緑の基本	いません。		
	計画の推進」については、次のと	ご意見をいただいた「生物多様性の保全」については、市とし		
	おり施策名と内容を修正する。	て、その対応や取組の方向性を定めていませんが、本年3月に改		
	施策名を「緑の基本計画の推進	訂を予定している「環境基本計画(改訂版)(案)」では、重点的に		
	と生物多様性の保全」とし、内容を	取り組む施策「あきる野の自然を守る」の中で、「生物多様性地域		
	「計画的に緑の保全と創出を図る	戦略の策定に向けて、生物多様性の保全のための方針を確立す		
	ため、緑の基本計画を推進し、生	るとともに、外来生物についての対策を検討していきます。」とし		
	物多様性の保全を図ります。」とす	ていますので、今後、確立する方針に基づき取組を進めていきた		
	る。	いと考えています。		

このため、第3章・第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」の「課題と基本方針」の4段落目を次のとおり変更し、施策としては、「環境基本計画に基づく施策の展開」で対応します。

特に、「環境都市あきる野」の実現に向けて大きな役割を担い、本市の魅力となっている森林環境については、豊かな自然を守り育て、将来にわたって引き継いでいくため、郷土の恵みの森構想に基づき、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりを進め、各地域の特性に応じた森づくりに取り組むとともに、生物多様性の保全に努めます。」

・本市は山地や丘陵に恵まれており、市街地の公園は大・中規模な緑地をつなぐ回廊の役目も果たし得るため、「公園・緑地の計画的な整備」については、次のとおり施策名を修正し、内容を追加する。

○ 前出のとおり、「生物多様性の保全」については、今後、確立する「生物多様性の保全のための方針」に基づき取組を進めていきますので、第3章・第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」の「課題と基本方針」を変更し、施策としては、「環境基本計画に基づく施策の展開」で対応します。

施策名を「公園・緑地の計画的な整備(ネットワークや生息地保全)」とし、内容に、「また、生物多様性を保全するために、生きものの生息場所としての緑地の創出及び保全、つながりの確保を図ります。」を追加する。

・既に、橋梁等の開発で分断された崖線の緑地を創出する等、積極的な施策が必要であるため(例:カヤネズミ、ホタル)、「崖線の緑地の保全」については、次のとおり施策の内容を追加する。

○ 開発等により分断された緑地を創出することは、現実的な施策として実施が困難であるため、施策として定めていませんが、本施策の取組により、河岸段丘に残された良好な緑として崖線の緑地を保全します。

「<u>また、分断された緑地の創出</u> を検討します。」

・緑ゆたかな環境づくりには、生物 多様性保全の考え方を基本としな ければ不適切な内容になってしま う可能性があるため、次の施策を 追加する。

「市内の多様な緑地において、 生物多様性保全の観点から、多様 な生きものの生息場所としての緑 地保全、緑地相互のつながりの確 保を図ります。」 ○ 前出のとおり、「生物多様性の保全」については、今後、確立する「生物多様性の保全のための方針」に基づき取組を進めていきますので、第3章・第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」の「課題と基本方針」を変更し、施策としては、「環境基本計画に基づく施策の展開」で対応します。

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

・駅前大通りを北へ約1km、平井 川右岸(暫定として都道184号)ま で延伸整備することで、次のことを 実現する。 ○「地域の幹線道路の整備」として、「交通利便性の向上を図るため、都市計画道路間を結ぶ連絡道路として、地域の幹線道路の整備を推進します。」としています。

また、本年3月に改定を予定している「都市計画マスタープラン

- ① 安心・安全な街路、幹線道路間 のアクセスの改善、商業のエリア を拡大して、地域の活性化を図り、 税収を確保する。(秋川駅から約3 km エリア)
- ② 平井川を挟んだ菅生・草花地区 からの通勤・通学等の利便性の向 トと一体化
- ③ 防災対策として、袋小路を解消する。
- ④ 歩きやすい街・水辺への散策・ 恵みの森へのアクセスの改善等を 図る。

・本市は山地や丘陵に恵まれており、街路樹は散在する大小様々な緑地をつなぐ回廊の役目も果たし得るため、「道路の緑化の推進」については、次のとおり施策の内容を追加する。

「また、植栽は郷土樹種の利用を 推進するほか、生きものの生息場 所としてのつながりを確保します。」

- JR五日市線の複線化は絶対に 必要であり、これにより人口を増加 させるべきです。
- ・観光を推進するためには、駐車場を整備するだけではなく、使いやすい公共交通の整備も必要です。特に、「環境都市あきる野」を実現に向け、車の利用よりも公共交通を使ってほしいというメッセージを出すことも重要であると思います。

(案)」の「秋川地域のまちづくり方針」では、幹線道路のネットワークの形成として、駅前大通りから北方向に伸びている市道の整備を位置付けていますので、これに基づき整備を進めます。

○ 道路に設置する植栽などの緑化は、主に、都市景観の向上や 潤いのある歩行者空間の確保を図るために整備していますの で、ご意見の内容を定めていませんが、道路の緑化を進めた結 果、生き物の生息場所としてのつながりも確保されていくと考えて います。

なお、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準では、「国及び地方 公共団体が有する敷地に存する道路、河川及び公園については、 現況及び規模に応じた緑化を行うものとする。」としていますの で、このような施設整備を行う際には積極的な緑化を行います。

- 公共交通機関であるJR五日市線については、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められているため、「JR五日市線の改善及び複線化の促進」として、「駅施設や運行体制の改善とともに、複線化を促進します。」としています。
- ○「課題と基本方針」において、「公共交通機関であるJR五日市線については、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められるため、関係機関との協議や要望活動などを行っていきます。また、路線バスの利便性の確保に努めていくとともに、交通不便地域の解消と交通手段を持たない市民の交通手段を確保するため、地域内公共交通に対する取組を進めます。」としており、施策では、交通体系の整備として「市内循環バス等の運行」と「JR五日市線の改善及び複線化の促進」を定めています。

第2章 產業振興分野

第1節 地域特性 を活かした産業 誘致の促進

- ・「計画的な企業立地の誘導」では、東京都と連携して秋川高校跡地への企業立地を進めることが定められています。秋川高校跡地の「メタセコイア並木」は、あきる野百景にも選ばれていますので、企業立地が実現した場合でも、市民が散策できるスポットとして保全してほしい。
- 秋川高校跡地のメタセコイア並木の保全を定めていませんが、 平成21年11月に策定した「旧秋川高校周辺地区土地利用の方 針」において、「メタセコイアの並木道は、敷地内の特徴的な風景 を保全する観点から、東京都に強く働きかけ保存するとともに、市 も保存樹木の指定など、保全対策を図ります。」としており、市とし ては保全していきたいと考えています。

- ・ 秋川高校跡地とその周辺の土地 利用計画は、今までのように福祉・ 医療ゾーンのままでよい。
- 秋川高校跡地と周辺地域については、平成21年11月に策定した「旧秋川高校周辺地区土地利用の方針」において、「秋川駅北口から武蔵引田駅周辺地区までの地域が連携した産業系の土地利用を図ることにより、雇用の創出、地域経済の拡大及び流入人口の誘導など、良好な市街地形成を図ります。」としており、この方針の内容は、本年3月に改定を予定している「都市計画マスタープラン(案)」の「土地利用の基本方針」に、「産業系市街地」として位置付けますので、この方針に基づき土地利用を図ります。
- ・地域資源を活用した創業・起業 の促進、新商品・新技術の開発、 中小企業等の経営革新等による 経営基盤の強化、人材育成などに よる「内発的な振興」を図ることが 必要であり、地域力を生かした活 力ある地域産業の形成を目指すこ とを求めます。
- ○「産業振興計画の策定」では、「都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を活かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて産業振興計画を策定し、その実施に当たっては、東京都との連携により施策を展開します。」としており、「中小企業の育成」では、「中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会等を行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。」としています。
- ・市内のみならず全国においても 大型店ができたことにより地元商 店街が廃れたり、車で目的地に乗 りつけ、そのまま帰ってしまうため に途中の土地にはなんの恩恵も なく、ただ車の往来がはげしくな り、渋滞がひどくなったということ が起きています。
- 中小企業の活性化については、「中小企業支援の推進」として、「中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会等を行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。」としています。

「いきいきとした活気あるまちづくり」のためには、大手企業によりかかるのではなく、市民の生活に密着した商店街や中小企業を活性化させるべきです。

また、商店街の活性化については、施策として、「商店街振興 プランの推進」「地域特性を活かした事業展開の支援」「店舗共同 事業の支援」「るのカードの活用による顧客の確保・拡大の支援」 を定めています。

第2節 活力ある 商業の振興

- ・秋川駅北口の30m道路沿いに は賑わいがなく、駐車違反の取締 りはお客を遠のかせてしまうの で、道路に有料の駐車スペースを 設置してほしい。
- パーキングメーターなどの時間制限駐車区間の設置については、道路交通法による交通規制であり、短時間駐車の需要に対応するため、道路状況、交通への影響や支障などを勘案して、駐車枠で指定した場所・方法により短時間駐車を認めるものです。

市としては、秋川駅北口における短時間駐車の需要等を踏まえつつ、北口地区の活性化の観点から、警察署と協議をしたいと考えています。

第3節 あるきた くなる街あきる 野をめざした観 光業の振興

- ・「歩きたくなる街あきる野」の象徴 として、秋川沿いにも多摩川に整備されているような「遊歩道(自転車道を含む。)」を整備してほしい。 本(案)では、「丘陵」や「山」の遊歩道の整備が中心のように思われます。
- 国立公園や都立自然公園以外の遊歩道については、「観光ルートの整備の推進」として、「市民や観光客が気軽に散策できるよう遊歩道等の観光ルートの整備を推進します。」としています。

また、本年3月に改定を予定している「都市計画マスタープラン (案)」では、「親しみやすい水辺空間の整備」として、「秋川、平井川、多摩川などでは、遊歩道などの整備を進める。」としています。

		このため、秋川における遊歩道等の整備については、秋川を 管理している東京都と連携をしながら進めていきたいと考えています。
第4節 消費志向 に合わせた都 市型農業の推進	・市内の農産物の利用や地産地消の促進をもっと進めてほしい。学校給食に市内産の農作物を積極的に利用したり、割合を増やしてほしい。また、駅前など、車を使わない人や観光客などにも行きやすい場所に農産物直売所があれば、もっと利用者が増えて、活性化にもつながると思います。	○「農業振興計画の推進」として、巨大な消費地に近い立地条件を活かした地産地消型農業を推進していくこと、「農産物の販売施設の拡充」として、地産地消型の農業を推進するため、3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ることを定めています。 また、市内産の農作物の給食での利用については、給食での必要量を調達することが困難であるため、毎年、2月、3月の献立で、かき玉汁やのりあえに「のらぼう」を使用したり、12月の献立で、みそ田楽に「こんにゃく」を使用していますが、地産地消の視点は大切であると認識していますので、今後とも、関係者と協議を続けていきます。
	・保育園や幼稚園等、学校や障害者施設等においても、農業との関わりがもてるようにして、将来の農業者を育てていくことも考えるべきです。 また、このような取組に協力する農業者に補助金を出すなど、農業者が継続して関わっていける環境をつくることも重要だと思います。	○「農業・農業者とのふれあいの場の創出」として、「子どもたちに 農業の大切さ、収穫の喜び、自然の大切さなどを体験的に学ぶこ とができる「教育ファーム」や「体験農園」などを開設し、農業・農業 者とのふれあいの場を創出します。」としています。 また、このような事業に協力する農業者への補助については、 具体的な取組の中で検討していきます。
	・ 有害鳥獣については、駆除だけでなく、なぜ被害が発生するのかを調査・研究し、自然との共存を考えていくことも必要です。	○ 農作物への被害防止対策としては、有害鳥獣の適正な捕獲の 外、野生動物が畑に侵入するのを防止するための電気柵の設置 やサルの追い払いとともに、農作物の被害状況を把握するため、 農作物被害状況調査を実施していますので、この調査結果を踏ま えて、有効な被害防止対策を進めていきます。
	・現在ある畑や山林については、 そのまま畑や山林として利用できるような対策に取り組んでほしい。	○ 第4節「消費志向に合わせた都市型農業の推進」では、「遊休 農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促 進」等を定めており、第5節「自然と調和した林業の育成」では、 「東京都森林組合との連携強化」や「生産基盤の整備の推進」、 「多摩産材(秋川産材)の利用拡大の推進」等を定めています。 このような施策により、農業や林業の推進を図っていきます。
第5節 自然と調和した林業の育成	・景観のみならず、生きものの生息場所という視点も不可欠であるため、「景観の維持向上に配慮した森林整備の推進」については、次のとおり施策名を修正する。 「景観の維持向上と生物多様性保全に配慮した森林整備の推進」	○ 本施策については、恵まれた自然を活かした森林環境づくりや 多様な森づくりを行うことにより、結果として生物多様性の維持向 上が図られるものと考えていますので、施策名は変更しません。 また、生物多様性の保全については、前出のとおり進めていき ますので、次のとおり施策の内容を変更します。 「恵まれた自然を活かした森林環境づくりを促進するとともに、 育成天然林、針広混交林などの多様な森づくりを進めるなど、景 観の維持向上に配慮した森林整備を推進し、生物多様性の保全 につなげていきます。」

第3章 生活環境分野

第4節 水と緑に 恵まれた生活環 境づくりの推進

守るべきなのは、象徴種のホタ ル一種のみではなく、ホタルが棲 める環境と生態系であるため、「ホ タルの里づくり推進事業の充実」 については、次のとおり施策の内 容を修正する。

「ホタルの育成や保護、生息環

境の保全を行う団体の活動を支援 するなど、ホタルの里づくり推進事 業の充実を図ります。」

・本市は山地や丘陵に恵まれてお り、公共公益施設は公園と同様に 大・中規模の緑地をつなぐ回廊の 役目も果たし得るため、「公共公益 施設の緑化の推進」については、 次のとおり施策の内容を追加す

「また、植栽は郷土樹種の利用 を推進するほか、生きものの生息 場所としてのつながりを確保しま す。」

- ・現在、森林レンジャーあきる野に より森づくりが進められています が、子どのたちに水と親しめる空 間、時間の大切さなどを教えるた め、「郷土の恵みの森づくり事業」 とあわせ、「郷土の"恵みの川 (河)"づくり事業」を進める「河川 (親水)レンジャー」を設置してほし V
- ・ 湧水を利用した蛍の飛び交うま ちづくりやれんげ畑など、地域住 民が望んでいて、観光にも結びつ く取組はたくさんあります。市は、 そういう声にきちんと耳を傾け、市 民に協力することで、その先に生 まれる魅力あるまちに人々が足を 運ぶというのが、あきる野の観光 のあるべき姿だと考えます。

○ 郷土の恵みの森づくりにおける清流保全対策事業として、ホタ ルの里づくり活動をしている団体の支援やホタルが生息している 河川の町内会・自治会によるホタルの保全活動を推進していきま すので、ご意見を踏まえ、「ホタルの里づくり推進事業の充実」に ついては、次のとおり施策の内容を変更します。

「ホタルの育成や保護、生息環境の保全を行う団体の活動を支 援するなど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。」

○ 前出のとおり、「生物多様性の保全」については、今後、確立す る「生物多様性の保全のための方針」に基づき取組を進めていき ますので、本節の「課題と基本方針」を変更し、施策としては、「環 境基本計画に基づく施策の展開」で対応します。

○ 森林レンジャーあきる野は、現在、地域住民等と協働して人と 自然の共生する森づくりを進めています。具体的には、動植物の 生息状況を含む森林の健全性の調査、滝や沢、巨樹巨木などの 地域資源の調査、町内会・自治会が行う古道再生、尾根道整備、 景観整備、森林パトロールによる危険木の撤去や草刈など、様々 な活動を行っており、景観整備としては、森づくりの一環として深 沢川や石原沢の整備なども行っています。

さらに、平成23年度からは、森の子コレンジャーあきる野を組 織し、その活動を通じて自然と文化を守り引き継いでいく郷土愛を もった人材を育てていくとともに、森づくりにおける清流保全事業 としてホタルの里づくりなどにも取り組んでいきます。

○「課題と基本方針」においては、清流や生態系などの維持・保 全により、河川が本来もつ機能を守っていくこととしており、施策で は、「貴重な湧水池の保全・活用の推進」として、「貴重な湧水池の 保全と活用を推進します。」とし、「ホタルの里づくり推進事業の充 実」では、「ホタルの育成や保護を行う団体の活動を支援するな ど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。」としています。

第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」については、 行政のみで取り組めるものではありませんので、これまでどおり 地域住民や団体等との連携により進めていきます。

- ・公共下水道の整備や家庭用雑排水の対策を進めて河川の水質を保全することは、重点的かつ早急に行うべき取組です。また、市内各所を流れる河川については、暗渠化やコンクリート化しないで、昔の小川の姿を取り戻す取組をすべきです。
- ○「家庭用雑排水対策の推進」として、「家庭から排出される雑排 水の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域への合 併処理浄化槽設置事業など、家庭用雑排水対策を推進します。」 としています。

また、河川の暗渠やコンクリート構造物を昔の小川の状態に戻すことについては、現実的な施策として実施が困難であるため、施策として定めていません。

- ・ホタルの里づくりの取組は、これまで行ってきた場所や町内会・自治会だけではなく、取組に賛同する全ての市民と協力して、市内各所の湧水を利用した蛍の飛び交うまちづくりをしてほしい。このような取組により、河川を汚さないなどの市民の環境に対する啓発も進むと思います。
- 清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来もつ機能を 守っていくため、「貴重な湧水池の保全・活用の推進」や「ホタル の里づくり推進事業の充実」等を定めています。

また、森づくりにおける清流保全対策事業としては、ホタルの里づくり活動をしている団体の支援やホタルが生息している河川の町内会・自治会によるホタルの保全活動を推進するほか、ホタルの保全活動を市内外に発信し、ホタルの保全活動の見学会やホタル鑑賞会などのイベントも開催していきます。

- ・車に頼らないまちづくりとして、 電動自動車の貸出しや購入補助、 また、コミュニティバスなどの公共 機関の充実、施設の駅周辺への 集約などを進め、車の利用を減ら すことができれば、CO2の排出や 石油の消費を減らす効果があると 思う。
- ○「環境基本計画に基づく施策の展開」として、「環境対策の総合 的な取組を推進し、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が 可能な社会の実現を図るため、環境基本計画に基づき、計画的 に施策を展開します。」としています。

本年3月に改訂を予定している「環境基本計画(改訂版)(案)」では、「自動車利用の抑制」として、徒歩や自転車利用を促すとともに、家庭や事業所に対して、CO2の排出の少ない運転等を心がけるよう啓発すること、「クリーンエネルギー自動車の導入促進」として、引き続き、低公害車の公用車への導入を進めるとともに、ゴミ収集車の入れ替えの際には、CO2排出量の少ない車両の導入を要請することを定めています。

また、第1章・第3節「安全で利便性の高い都市基盤の充実」では、交通体系の整備として、「市内循環バス等の運行」や「JR五日市線の改善及び複線化の促進」を定めています。

第4章 保健福祉分野

第1節 高齢者が 安心して生活で きる福祉の充実

- ・これからの超高齢社会に向け、 高齢者が生き生きと暮らせるまち づくりを進めるため、社会性をなく すことにつながりがちな難聴対 策、具体的には聞こえの調査や補 聴器相談などを進めてほしい。
- 平成24年度から3年間を計画期間とする「第5期高齢者保健福祉計画・介保険事業計画」を策定するに当たり、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施していますが、「老人性難聴などの耳の病気」や「耳の聞こえ」を設問にしています。

・ 老後を住み慣れた家で過ごせる (よう、リフォーム助成制度を実施してほしい。

また、難聴対策と相談についてですが、聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具費の支給制度(補聴器)がありますので、障がい者支援課で相談を受けています。

○ 第2章・第2節「活力ある商業の振興」において、将来にわたり 市内商工業者の経営安定化を図るためには商工業者の支援が重 要な課題であるとしており、平成23年度においては、あきる野商 工会との連携により住宅改修助成事業の実施を予定しています。 介護者が孤立することがないよう、介護者のネットワークをつくる 支援をしてほしい。 ○「介護者への支援」として、「ねたきり高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施するなど、介護者の負担軽減のための支援をします。」としています。

また、ご意見をいただいた「介護者のネットワーク形成の支援」 に係る取組については、市では、家族介護教室にあわせて意見 交換会等を実施しており、こういう取組を通じて介護者が孤立化す ることがないよう様々な相談等を受けています。

第2節 障が、者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

- ・ 障がいがあっても普通に暮らせ るよう、公的な支援をしてほしい。
- 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実を図る ため、「障がい者福祉の推進」「自立生活の支援」「生活行動の支援」「社会参加の支援」に係る様々な施策を定めています。
- ・こどものうちから障がいのある人とない人が区別なく交流をもつことにより、偏見のない、ともに暮らしていける社会がつくられると思います。分けるよりも混ぜるインクルーシブな教育を推進してほしい。
- ○「特別支援教育の充実」では、「障がい児が個々の学習ニーズ に応じた指導を受けられるよう、特別支援教育の充実を図りま す。」としています。

また、第5章・第4節「義務教育の充実」では、「特別支援教育の 推進」として、「特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに 対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一 つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別 支援教育を推進します。」としています。

教育委員会としては、現在、特別支援教育の充実に取り組んでおり、特別な支援を必要とする児童・生徒の特性に応じて、通常の学級における交流や共同学習を実施するとともに、通常の学級と特別支援学級(固定学級)や特別支援学校間での交流を学校の実態に応じて実施しています。このため、ご意見をいただいた「インクルーシブな教育」については、ご意見として承ります。

第3節 市民が生 涯を通じて健康 で安心して暮ら せる保健・医療 の充実

休日診療や夜間診療は、安心し て暮らせるまちづくりの上で非常 に重要ですが、医師不足の中、市 民のニーズと病院の運営の両立 はとても難しい問題です。医師会 などに協力を求め、連携を強めて いく一方、様々な形で啓発を行 い、適切に病院を利用することに ついて市民の意識を高めることに より、市民にとっても病院・医師に とってもよりよい医療を確立するこ とができます。このため、市として も、目指すべき医療体制のあり方 や、そのために市民がすべきこと などを、繰り返し、分かりやすく周 知していく必要があります。

○ 市民一人一人が健康に関心を持ち、「自らの健康は自らが守る」という意識の向上を図るとともに、健康診査の充実やホームドクターの必要性の啓発、地域における健康づくり活動の支援等を推進していきます。

具体的には、「連携強化による医療行政の充実」として、「医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携強化により、医療行政の充実を図ります。」としており、「救急医療体制の整備」では、「市民が安心して暮らせる地域をつくるため、休日診療、準夜診療に加え、関係機関と協議・連携し、二次救急医療体制の充実等、救急医療体制の整備を図ります。」、「ホームドクターの必要性の啓発」では、「市民一人一人が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつホームドクターの必要性の啓発を図ります。」としています。

第4節 子どもを 安心して産み育 てられる環境の 整備 ・第2章・第4節「消費志向に合わせた都市型農業の推進」の「農業・農業者とのふれあいの場の創出」において、体験や教育について触れられているため、「自然体験活動の推進」については、次のとおり施策の内容を修正する。

「地域の教育力を活かしながら、自然とのふれあいの場として、 森林や農地を活用した自然体験活動を推進します。」 ○ ご意見のとおり、「農業・農業者とのふれあいの場の創出」において、「子どもたちに農業の大切さ、収穫の喜び、自然の大切さなどを体験的に学ぶことができる「教育ファーム」や「体験農園」などを開設し、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。」としているため、ご意見を踏まえ、「自然体験活動の推進」については、次のとおり施策の内容を変更します。

「地域の教育力を活かしながら、自然とのふれあいの場として、 森林や農地を活用した自然体験活動を推進します。」

・保育園の待機児、特に0歳~2歳の受入れをしてください。

○「保育園の待機児童の解消」として、「保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大や定員の弾力的運用を図り、待機児童の解消を図ります。」としています。

また、平成22年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」では、「低年齢児保育需要に対応するため、小規模で家庭的な認証保育所の充実を図ります。」としています。

- ・学童クラブの増加や定員増を図るとともに、職員の雇用時間を延ばすなど、充実した内容の事業を 実施できる体制にしてほしい。
- ○「学童クラブの充実」として、「障がい児の受入れや入会児童数の増加に努めるとともに、既存施設の弾力的運用や公共施設の有効活用により、学童クラブの充実を図ります。」としており、「延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実」として、「学童クラブの育成時間の延長を図ります。」としています。
- あらゆる年齢の人が利用可能な 児童館をつくってほしい。

○ 児童館は、児童福祉法による児童厚生施設の一つであり、0歳 から18歳未満の児童に健全な遊びを与え、子どもの健康を増進 し、情操を豊かにすることを目的として設置している施設です。

また、児童館は児童を対象に設置していますが、児童館として 使用していない夜間などの時間帯については、一般に開放して います。(五日市児童館及び五日市児童館増戸分室を除く。)

また、学童クラブが併設されている場合、平日の放課後や土曜 日、夏休み等の学校休業日については、施設の規模等により学 童クラブの活動が中心になりますので、乳幼児が自由に遊べる施 設としては、秋川体育館の幼児コーナーや五日市ファインプラザ の幼児体育室があります。

・病児保育事業を行ってほしい。

○「病後児保育事業の推進」として、「保育園に通所している児童 が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預か る病後児保育事業を推進します。」としており、病後児保育につい ては、その方向性を示しています。

ご意見をいただいた「病児保育」については、保育園に通所している児童が病気やけがが原因で、集団保育の困難な期間に一時的に預かるものであり、その実施には、施設の設置基準や保育士・看護師などの職員配置基準を満たすことに加え、医師による回診など、児童の病状に的確に対応できる体制を整える必要がありますので、その施設数が増えていないようです。

現在のところ、病児保育の実施に係る施設や体制等への対応 は難しいと考えていますので、ご意見として承ります。 ○「サービス窓口の充実と周知」として、「地域包括支援センター、 ・育児相談や検診などを受けた人 を対象にアンケートを行い、その 子ども家庭支援センター、障がい者相談支援事業所など、サービ 内容の改善を図ってほしい。 ス窓口を充実するとともに、その周知を図ります。」としています。 また、平成22年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」で は、「子育て支援サービスの充実」として、地域で様々な子育て支 援サービスが提供され、安心して子育てができ、子育てに困らな いようにするため、子ども家庭支援センターの事業として、子ども と家庭に関する総合相談や子育て支援サービスの調整、子育て 講座などの充実とともに、保護者の交流や子育てに関する悩みな どが気軽に相談できる場の開設について検討するとしています。 このような取組により、育児に関する相談を受けられるとともに、 各種事業に対する意見や要望などを把握し、市で実施する取組 の改善等につなげることができると考えています。 第5章 教育·文化分野 第1節 人権尊重 いじめはその形が様々であり、 ○「いじめの防止対策の充実」として、「各学校にいじめ問題担当 教育の推進 者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保 なくすことは容易ではありません。 このため、いじめを「0」にすること 護者や関係団体と連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。」と を目標にするより、陰湿化・重大化 しています。 させないために、目配りと係わりを さらに、本年3月に策定を予定している「教育基本計画(案)」で もてる専任担当者を置いてほし は、「「いじめ問題」への組織的な対応の充実」として、「校長会、 副校長会、いじめ問題担当者連絡会、生活指導主任会、道徳主任 11 会、人権教育推進委員会等で、いじめ、暴力行為、不登校などへ の対応として、「いじめ防止」への組織的な対応について協議し、 必要に応じて研修を実施するなど組織的な対応の充実を図りま す。」としています。 ○「男女共同参画プランの推進」として、「男性も女性も性別にとら ・男女平等に本気で取り組んでほ しい。市職員の男女比を同数に近 われることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することによ づける努力を行い、男女の差なく り、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会 家庭と仕事の両立が図れるように の実現をめざし、男女共同参画プランを推進します。」としており、 この計画に基づき、男女平等に係る施策を展開します。 してほしい。 また、職員の採用については、あきる野市職員任用規程に基 づき、「職員の採用は、試験によるものとする。」としており、試験 の結果により採用が決定されるものであるため、男女比を同数に 近づけるための措置をとることは、公平な競争を阻害するため実 施しません。 第3節 青少年の ・引きこもりや精神障がいの回復 ○「子ども・若者の社会的自立の支援の検討」として、「子ども・若 健全育成の推進 の手助けとして農作業が注目され 者の社会参加の促進やその他の活動を支援することにより、就業 ていますので、公的な取組として し、親の保護から離れ、公共へ参画し、社会の一員として自立した 検討してほしい。 生活を送ることができるような支援策を検討します。」としていま

この施策は、平成22年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」を受け、有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪

化やニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など、子 ども・若者の抱える問題の深刻化などを背景に、従来の個別分野 における縦割り的な対応では限界があることから、社会生活を円 滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援 するためのネットワークをつくり、就業・修学等円滑な社会生活を 営むことができるようにするための支援や取組を進めていくもの であり、この施策をもとに、引きこもりや障がいのある方に対する 支援策等を検討していきます。 ・様々な年代が自由に利用できる ○ 前出のとおり、児童館は、0歳から18歳未満の児童に健全な遊 児童館など、中高生が安心して集 びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的と まれる場所をつくってほしい。 して設置している施設であり、中高生も児童館の対象年齢に含ま れていますので、現在、設置している児童館を利用することがで きます。 また、児童館として使用していない夜間などの時間帯について は、一般に開放しています。(五日市児童館及び五日市児童館増 戸分室を除く。) ・青少年が性の悩みなどを気軽に ○「学校教育相談等の充実」として、「教育相談所に臨床心理士を 相談できる「まちの保健室」をつく 配置し、小中学校の学校教育相談や子育て相談等を行うととも ってほしい。 に、小中学校にスクールカウンセラーを配置するなど、学校教育 相談等の充実を図ります。」としており、「子ども相談所事業の推 進として、「子どもの悩みや親の悩みに対し適切な指導助言を行 うため、各児童館で実施している子ども相談所事業を推進しま す。としています。 また、第4章・第3節「市民が生涯を通じて健康で安心して暮ら せる保健・医療の充実」では、「相談機能の充実」として、「いつで も気軽に育児や健康の相談等に対応できるよう専門職を配置する など、相談機能の充実を図ります。」としており、保健師等による健 康相談などの各種相談事業を行っています。 このように、教育相談所や学校、児童館、保健相談センターな どにおいて、青少年が気軽に相談できる体制を確保しています。 ・「人と人との関わりや自立心・自 ○「青少年の野外活動の推進」では、「青少年が野外活動を通じ 制心を養う 野外活動のために、 て、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、 プレイパークの設置を検討してほ 青少年の野外活動を推進します。」としています。 LV ご意見をいただいた「プレイパーク」については、「冒険遊び 場」とも呼ばれ、子どもたちが廃材や道具を使って秘密基地を作 ったり、木に登ったり、地面を掘り返したりするなど、昔の子どもた ちが、自然の中で自由気ままに遊んでいたように、のびのびと思 いきり遊べる場所です。その運営に当たっては、「住民によって運 営すること」「住民と行政のパートナーシップを築くこと」「専門職の プレーリーダーがいること」が望ましいとされており、このような条 件を整備することは容易でないため、プレイパークのような遊び

見として承ります。

場が普及していないといわれています。

このため、プレイパークの設置については、本施策に係るご意

第4節 個性を生 かす学校教育 の充実

昔ながらの街並みや建物などを 保護したり、特色のある文化施設 を残し、活用するなど、他の市町 村との差別化を図り、地域の特色 や文化を生かしたまちづくりを進 めてほしい。小宮小学校を有効活 用したり、戸倉小では少人数を生 かした特色ある教育(環境教育や 自校式の給食、伝統文化の体験 など)を行い、PRをすれば、市内 の他地域の子どもや転入して通い たい子どももたくさんいると思いま す。東京の中で、こんなに環境の 恵まれた場所で、少人数で教育が 受けられる学校は少なく貴重だと 思います。

○「小規模学校の解消に向けた取組」として、「小規模学校である 戸倉小学校・小宮小学校の児童の教育環境の向上を図る観点から、五日市小学校への統廃合など、小規模学校の解消に向けて 取り組みます。」としています。

また、本年3月に策定を予定している「教育基本計画(案)」では、「小宮小学校の統合」として、「平成24年4月1日に五日市小学校への統合が円滑に実施できるように教育環境の整備など地域と協働しながら準備を進めていきます。」としており、「戸倉小学校の小規模化への対応」として、「PTA及び住民代表で構成する小規模対策の検討組織が設置されることとなっているので、そこを受け皿として話し合いを継続していきます。」としています。

また、統合後の小宮小学校については、地元自治会等とともに 地域の活性化につながる施設としての活用を進めていきます。 このため、「小規模学校の解消に向けた取組」については、次の とおり変更します。

「小規模学校である戸倉小学校・小宮小学校の児童の教育環境の向上を図る観点から、小宮小学校を五日市小学校へ統合し、統合後の小宮小学校の施設については、地元自治会等とともに地域の活性化につながる施設としての活用を進めます。また、戸倉小学校については、小規模学校の解消に向けた取組を進めます。」

・ 教職員の人権を大切にするため、労働条件の改善や互いに助け合い学びあえる環境づくりを支援してほしい。

○「教育基本計画の推進」では、「教育に関する施策を総合的かっ計画的に実施するため、教育基本計画を推進します。」としています。

また、本年3月に策定を予定している「教育基本計画(案)」では、「教職員の研修等の充実」として、「多様化する教育課題に対応するため、教職員による各種委員会や研修会を実施し、学校における教育活動の充実を図ります。」とし、「教職員研修センターの活用」として、「教職員の経験年数等に合わせて、基本研修、職層研修及び専門研修を充実させるとともに、各学校における職場研修(OJT)を支援することにより、教職員の指導力向上を図り、児童・生徒の学力向上を図ります。」としています。

このような取組により、教員の資質・能力の向上を図っていきます。

なお、「教職員の労働条件の改善」については、基本計画に定める内容ではありませんので、ご意見として承ります。

- ・思想信条の自由を守り、誇りを持って教育にあたれる環境をつくってほしい。
- 日本国憲法第19条には、「思想・良心の自由」として、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と規定されており、 学校の教育現場においても守られていると考えています。
- ・国際理解教育が単なる英語体験 にならないよう、様々な文化・言語 などに触れ、世界とのつながり、 いろいろな人・文化・言語への理 解の手助けになるようにしてほし い。
- ○「国際理解教育の推進」として、「小学校高学年では、AET 等を活用した外国語の体験活動を積極的に推進するともに、総合的な学習の時間に位置付けることにより、国際理解教育を推進します。」としており、「英語教育の充実と国際理解教育の推進」では、「英語学習指導等に外国人の助手を起用し、英語教育の充実を図るとともに、国際化の進展に対応した国際理解教育を推進します。

また、小学校高学年では、外国語の体験活動を積極的に推進します。」としています。

これらの取組により、単なる英語体験ではないAETや外国人の助手等の活用による国際理解教育を進めます。

なお、「小学校高学年における外国語の体験活動」については、2つの施策に同様の記載があるため、「英語教育の充実と国際理解教育の推進」については、次のとおり施策の内容を変更します。

「英語学習指導等に外国人の助手を起用し、英語教育の充実を 図るとともに、国際化の進展に対応した国際理解教育を推進しま す。」

・現在の義務教育は、既に小中一 貫の内容になっています。更に進 めるべきことは、各教員・学校の連 携であり、そのために学校体制ま で変化させる必要があると思えま せん。実験的教育で子どもたちが しわ寄せを受けることのないよう、 十分に議論を行う必要がありま す。 ○「小中一貫教育の推進」では、「子どもに対する一貫性のある指導を行うため、小学校と中学校の連携を重視した小中一貫教育を推進します。」としています。

小中一貫教育は、一貫した方針、計画、方法によって、小学校から中学校への接続を円滑にし、児童が小学校から中学校へ進学する際に感じる心理的な負担を軽減したり、児童・生徒がつまづきやすい学習内容などを整理し、9年間を通して確実に習得できるようなカリキュラムを工夫するなど、子どもたちの育ちや学びの連続性を重視しながら、義務教育の目標を達成する有効な手だての一つです。

教育委員会では、平成17年度から小学校と中学校の連携を重視した教育について研究しており、これまで近隣の小中学校が連携し、ぞれぞれの地域や学校の特色を生かした小中連携による教育活動を積み重ねながら、小中一貫教育の実現に向けた基盤づくりを進めています。

このような各校の実践を通して明らかになった成果や課題を検証しながら、本市にふさわしい小中一貫教育のあり方を研究していきます。

- 普通教室へクーラーを設置して ほしい。
- 小中学校の冷房化については、現在、特別教室へのエアコン の設置を計画的に進めていますので、普通教室の冷房化につい ては、補助制度等の動向等とあわせて検討していきます。
- ・学校給食センターについては、 食育・地場産野菜の利用などの観点から、あり方を検討する際は自校方式も含めて検討してほしい。
- ○「食育の推進」では、「健全な食習慣を身に付け安心で豊かな 食生活を送れるよう、保育園、幼稚園、学校と連携しながら食育を 推進します。」としています。

また、本年3月に策定を予定している「教育基本計画(案)」では、「食に関する教育の推進」として、「各校で指名している食育リーダーと学校栄養士による食育リーダー連絡会等を実施し、市内各小・中学校における「食」に関する指導の具体的な内容・方法を工夫させていくとともに、食育リーダーを中心として、学校、家庭、地域及び関係諸機関と連携しながら、組織的に「食」に関する指導を推進していきます。特に学校給食センターと連携し、学校栄養士の活用を図ります。」としています。

第6節 文化スポーツ・レクリエーションの振興	・秋川駅の南口にある「秋川駅南 口運動広場」は、駅前の一等地に あるので、高度利用を図ることによ り、管理コストを軽減し、税収を確 保してほしい。	一方、給食の食材として市内で生産された地場産野菜を使うことについては、前出のとおり、給食での必要量を常時調達することが困難であるため、季節的な食材として「のらぼう」や「こんにゃく」を使用しています。地産地消の視点は大切であると認識していますので、今後とも、関係者と協議を続けていきます。なお、給食の自校方式の検討については、ご意見として承ります。 ○ 秋川駅南口運動広場は、地域住民等の運動や余暇活動などに利用するために設置していますので、ご意見として承ります。	
第6章 行財政	文分野		
第1節 財政運営の健全化	・「受益者負担の適正化」が示されていますが、施設などの利用によって市民が生き生きと活動し、魅力あるまちづくりに寄与していくことを考えた場合、利用者のみが受益者ではありません。このため、公民館などの使用料は、値下げこそすれ、値上げは行わないでほしい。 ・土地開発公社の経営健全化を進めるためには、土地の購入を推進	○「受益者負担の適正化」として、「使用料、手数料については、 定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。」としています。 公共施設の使用料は、受益者負担の考え方に基づき、施設の維持管理に要する経費の一部を利用者に負担していただいていますが、使用料以外の部分は税金で賄っています。市民の中には施設を使わない方もいますが、その方には利用者が施設使用料を負担していることで理解が得られるものであり、施設を利用する方にとっては、施設の維持管理経費の全てではなく一部を負担していることになり、低廉な料金で施設を利用できるメリットがあります。 このような考え方から、今後とも「受益者負担の適正化」に取り組んでいきます。	
		は、土地開発公社の経営の健全化に関する計画(健全化計画)に	
	してきた国や東京都の責任も問う	基づき、公社の解散を前提にしつつ、保有する土地の処分等により、特殊研究を対している。	
	べきであり、国や東京都に対して 補助の実施を強く要求するべきで	り簿価総額の縮減に努め、抜本的な経営健全化に取り組みます。」としています。	
	す。	土地開発公社の所有する土地については、国や東京都の方針	
	•	等により購入したものではありませんので、市としては、この施策	
		により土地開発公社の健全化に取り組んでいきます。	
第3節 組織・人	子育てしやすいまちづくりを先導	○ 意見の内容は、市職員に関する事項であるため、施策として定	
事体制の活性化	するため、市の男性職員の育児休	めていませんが、平成22年3月に定めた「特定事業主行動計画」	
	業取得率を上げる努力をしてほし	において、仕事と子育ての両立支援、男性を含めた働き方の見直	
	V %	し、地域における子育て支援などの勤務環境の整備等について	
		定めています。 このうち、男性職員の育児休業については、育児休業の取得手 続や経済的な支援等についての情報提供や育児休業を取得し	
		やすい環境づくりに向けた啓発を行うこととし、特に男性職員の取得の促進を図ることとしています。	

第4節 市民参加 の推進

・市政は市民のためにあるべきであり、「課題と基本方針」に示された「市民活動を市政に活用する」ことは、本末転倒です。行政から見て役に立ちそうでも立たなそうでも、市民が生き生きとくらすことに役立つなら支援するのが、本来の行政のあり方です。この基本方針にある「市民と協働」の本質は、市民を都合よく利用することだとの指摘を免れません。

○ 団塊世代の大量退職や少子高齢化による様々な行政課題に的確に対応するためには、行政だけの力では限界があるため、市民や事業者などの様々な主体とともに公共的課題の解決に向け、それぞれの責任と役割を分担し、協働して取り組む仕組みづくりが急務と考えています。これらの課題への対応や住民自治の強化を図るため、防災・安心地域委員会が設置され、災害に強いまちづくりと地域力を強化する取組が進められるなど、民間のボランティア活動も活発化していることから、このような市民活動を市政に活用する仕組みをつくることが必要になっていると考えています。

このため、「協働のまちづくりのあり方の構築」として、「市民と行政の役割と責務を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していくため、そのあり方を構築します。」としており、この施策により協働のあり方を検討していきます。

第5節 広域行政 の推進

・生態系は行政界で線引きされる ものではなく、生物多様性保全の 取組にも連携が必要であるため、 次の施策を追加する。

「生物多様性を保全するため、 外来生物への対策などについて、周辺自治体との連携を進めます。」 ○ 前出のとおり、「生物多様性の保全」については、今後、確立する「生物多様性の保全のための方針」に基づき取組を進めていきますので、第3章・第4節「水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進」の「課題と基本方針」を変更し、施策としては、「環境基本計画に基づく施策の展開」で対応します。

その他について

全般的な事項

- ・基本計画の最大の柱は、JR五日 市線の増強、バスなどの交通機関 の充実です。また、子育てしやす い環境の整備としては、保育園、 幼稚園、子ども広場、学童保育、 放課後対策などです。
- ご意見の事項は、第1章・第3節「安全で利便性の高い都市基盤」において、「JR五日市線の改善及び複線化の促進」「市内循環バス等の運行」、第4章・第4節「子どもを安心して産み育てられる環境の整備」において、「保育園の待機児童の解消」「子育てひろば事業の推進」「児童館の整備と事業内容の充実」「学童クラブの充実」、第5章・第3節「青少年の健全育成の推進」において、「放課後子どもプランの推進」として定めています。

その他の事項

- 経済の低迷により資産価値が下落しているため、「モラトリアム」制度を金融機関へ適用してほしい。
- ○「モラトリアム」とは、債務者の破綻が経済界に大打撃を与えることが予想される場合、法令により金銭債務の支払いを一定期間猶予するものですので、市の施策として実施することはできません。
- ※ 平成25年度に開催を予定している「スポーツ祭東京2013(東京多摩国体)」については、「ソフトボール競技」と「自転車競技」の外、「馬術競技」を開催することになりましたので、次のとおり第5章・第6節「文化・スポーツ・レクリエーションの振興」の「課題と基本方針」と「スポーツ祭東京2013(東京多摩国体)の開催」の施策の内容を変更します。

≪課題と基本方針≫

「さらに、平成25年には、スポーツ祭東京2013(東京多摩国体)が開催され、本市ではソフトボール競技(少年女子)、自転車競技(ロードレース)及び馬術競技が行われるため、競技場の整備とともに大会運営に取り組みます。」

・ 施策の内容

「平成25年に開催されるスポーツ祭東京2013(東京多摩国体)を成功させるため、ソフトボール競技(少年女子)、自転車競技(ロードレース)及び馬術競技を開催するとともに、全国から訪れる選手団、応援団等を市全体で迎える機運を醸成し、円滑な大会運営を進めます。」

_	16	_
---	----	---